

e-ラーニングによるコンプライアンス研修 「わいせつ・セクハラの防止」

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

e-ラーニングによるコンプライアンス研修は所属のパソコンで行う研修です。インターネットに接続するパソコンが利用できない場合には、この研修資料を用いて研修を行ってください。また、研修内容の復習や確認のために活用いただいても結構です。

1

平成25年度冬のコンプライアンス週間
e-ラーニングによるコンプライアンス研修

わいせつ・セクハラの防止

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

2

はじめに

- 教職員による、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントは、**重大な人権侵害**であり、学校や教職員への**信頼を損なう**ものです。
- しかしながら、全国統計では毎年多数の教職員が懲戒処分等を受けており、徳島県でも度々関係事案が発生しています。
- このような行為をなくし、**信頼される学校・教職員**となることを願い、このテーマを取り上げました。



3

わいせつ行為とは

- いたずらに性欲を興奮させたり刺激したりする上、人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する行為。
- 強姦、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年健全育成条例等違反、不適切な裸体・下着等の撮影(隠し撮り等を含む)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

4

セクシュアル・ハラスメントとは

- 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 他の教職員、児童生徒等を不快にさせるもので、性的発言など「言葉によるもの」と、不適切な身体接触など「行為によるもの」がある。

5

1 わいせつ・セクハラの実態

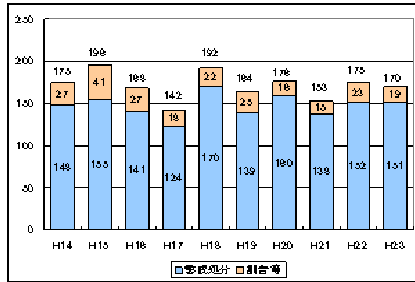
- 文部科学省では、「わいせつ行為等に係る懲戒処分等」の人数を調査・発表しています。
- ただし、「わいせつ行為等」には「わいせつ行為」と「セクシュアル・ハラスメント」が、「懲戒処分等」には「懲戒処分」と「訓告等」が含まれます。

6

(問1)平成23年度における全国の「わいせつ行為等に係る懲戒処分等」の人数は約何人だと思いますか。

- ①約100人
- ②約200人
- ③約300人
- ④約400人

- 正解は②です。
- わいせつ行為に係る懲戒処分等の推移

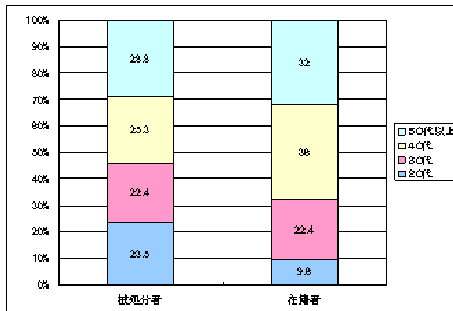


- 過去10年間はおよそ150人から200人で推移しています。

(問2) わいせつ行為等の被処分者の年齢は、どの年代が多いと思いますか。

- ①20代
- ②30代
- ③40代
- ④50代以上

- 正解は④です。ただし、

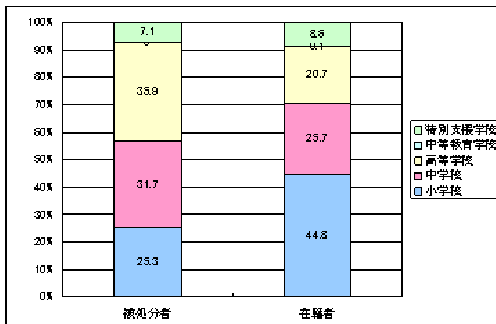


- 在籍者の年齢構成と比べると、発生率は20代が高くなっています。

(問3) わいせつ行為等の被処分者は、どの学校種が最も多いと思いますか。

- ①小学校
- ②中学校
- ③高等学校
- ④特別支援学校

- 正解は③です。



- 高等学校、中学校の順に多くなっています。在籍者の構成比と比べても、高等学校、中学校の発生率が高いことがわかります。

2 児童生徒に対するわいせつ・セクハラ

(事例1) A教諭は、教室や廊下で生徒の質問に応じた際に、激励のつもりで生徒の肩や背中を軽くたたくことがあった。そのうち、1人の女子生徒が養護教諭に「A先生にセクハラをされた。」と相談した。

養護教諭から話を聞いたA教諭は、「そんなつもりはなかったが、配慮が足りなかった。」と反省している。

(問4) (事例1)のようなことが起こった**主な要因**は、次のように考えられます。()の中に当てはまる語句の組み合わせを下から選んでください。

- [要因1] 親しさを表すつもりの言動であっても、相手を(ア)にさせる場合があることを**認識していない**。
- [要因2] 受け止め方の(イ)を考えず、この程度のことは(ウ)されるだろうとの**勝手な憶測**がある。

- ①ア:不快, イ:共通性, ウ:拒否
- ②ア:快適, イ:個人差, ウ:拒否
- ③ア:不快, イ:個人差, ウ:許容
- ④ア:快適, イ:共通性, ウ:許容

- 正解は③です。
- 軽いスキンシップで親しさを表そうとしたのですが、明確な**意思表示がなくても**、相手が不快に感じるなら、その時点で**不適切な身体接触**になります。
- 教師と生徒という関係から、不快であっても**意思表示をしにくい場合**があるということも、自覚が必要です。

(事例2)教育委員会は、部活動の顧問という立場を利用し、女子生徒にわいせつ行為を行ったとして、男性教諭B(40代)を懲戒免職にしたと発表した。

B教諭は昨年、音楽部の大会に参加するために宿泊したホテルで、自室に生徒を呼び出し指導した際、姿勢を直すために、Tシャツをめくらせたり、背中や胸に触ったりしたという。

生徒が、保護者に相談して発覚した。B教諭は、「指導のつもりだったが、結果的に傷つけてしまい申し訳ない。」と語っている。

(問5)この事例は明らかなわいせつ行為ですが、B教諭がこのような行為にまで及んだ要因のひとつには、常日頃、B教諭の心の中に、次のような意識があったと考えられます。

()の中に当てはまる語句の組み合わせを下から選んでください。

「要因3」人間関係ができていれば、少々のことをしても許されるとの()がある。

- ① 妥当な判断
- ② 誤った思い込み
- ③ 正しい認識

- 正解は②です。
- 顧問と部員という関係から、人間関係ができており、少々のことをしても許されると考えていたのではないのでしょうか。
- 生徒の立場からは、不快であっても意思表示をしにくい場合があるということも、自覚しておく必要があります。

問4～5で見えてきたように、「児童生徒に対するわいせつ・セクハラ」の主な要因としては、次の3つがあります。

- [1] 親しさを表すつもり言動であっても、相手を不快にさせる場合があることを認識していない。
- [2] 受け止め方の個人差を考えず、この程度のことは許容されるだろうとの勝手な憶測がある。
- [3] 人間関係ができていれば、少々のことをしても許されるとの誤った思い込みがある。

ただ、実際には、これらの要因が重なり合っていることが多いと考えられます。

では、「児童生徒に対するわいせつ・セクハラ」の背景にはどんなものがあるのでしょうか。

(問6)「児童生徒に対する、わいせつ・セクハラ」の主な背景は次の3点と考えられます。()に当てはまる語句の組み合わせとして適切なものを下から選んでください。

- [背景1]教育に携わる者としての基本的な(ア)に欠ける。
- [背景2]児童生徒の人権を守り、(イ)を尊重する意識に欠ける。
- [背景3]児童生徒の(ウ)や発達段階を理解していない。

- ①ア:心理, イ:自覚, ウ:人格
- ②ア:人格, イ:心理, ウ:自覚
- ③ア:自覚, イ:人格, ウ:心理

- 正解は③です。
- 教育に携わる者としての基本的な自覚とは、教員と児童生徒は同格ではないということです。
- 教員は児童生徒を指導する立場であり、指導される立場の児童生徒に対して強い力をもっています。そのため、児童生徒の側から教員に対して拒否の意思表示はしにくいのです。
- 児童生徒が従順なのを、自分への愛情であるとか、自分の指導力によるなどと思い違いをしてはなりません。

※ 紹介した事例は男性教員の行為ばかりでしたが、女性教員の行為の場合もあります。

(問7)徳島県教育委員会の「教職員の懲戒処分の指針」において、児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員に対する「標準的な処分量定」は、次のどれでしょうか。

- ① 免職
- ② 停職
- ③ 減給
- ④ 戒告

- 正解は①です。
- また、児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員は「免職、または停職、または減給」となっています。

非違行為等の具体例		免職	停職	減給	戒告
1	児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
2	児童生徒にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	

児童生徒に対するわいせつ・セクハラ防止策としては、

教育者として常に自覚ある言動をする

児童生徒の人権を守り人格を尊重する

児童生徒から意思表示があるとは限らないことを認識する

拒否したり嫌がっているときは同じ言動を繰り返さない



・スクール・セクハラとも呼ばれる、教え子に対するわいせつ・セクハラ行為は、

児童生徒の心に大きな傷を残す

将来に深刻な影響を及ぼす

教職員の不祥事の中で最も悪質なもののひとつです

子供たちの健全な育成を期すべき教育の場において、このようなことは決してあってはなりません

より具体的な留意点として、

- 児童生徒への個別指導の際は、**密室を避ける**、**複数で対応する**などの配慮を行う。
- 児童生徒との**私的なメールのやり取り**はしない。
- 教職員及び児童生徒向けの**校内セクハラ等相談体制を整備し周知**する。

さらに、

- 「**風通しの良い職場環境づくり**」を進めることも大切です。

3 教職員間のセクハラ

「**教職員間のセクハラ**」の要因も、「児童生徒に対するわいせつ・セクハラ」と同様に、主に次の3つがあります。

- [1] **親しさを表すつもり**の言動であっても、**相手を不快にさせる**場合があることを**認識していない**。
- [2] 受け止め方の**個人差**を考えず、この程度のことは**許容される**だろうとの**勝手な憶測**がある。
- [3] **人間関係**ができていけば、少々のことをしても**許される**との**誤った思い込み**がある。

では、「**教職員間のセクハラ**」の**背景**にはどんなものがあるでしょうか。

次の2つの事例で考えてみましょう。

(事例3) 男性教諭E(既婚50代)は、今年赴任した女性教諭F(未婚20代)に、「先生、付き合いよる人おらん?」とか「まだ、結婚せんのか?」などと、よく言っていた。

F教諭は「そんな人いませんよ。」と受け流していたが、見るに見かねたセクハラ相談員である女性教諭Gが「E先生、それはセクハラですよ。」と注意した。

E教諭は、しばらくその話題に触れなかったが、1ヵ月ほどして再びF教諭に、「先生、美人やけんもてるんだろ。」とか「今日は彼氏とデート?」などと**しつこく言いだした**ので、F教諭はG教諭に相談して、**管理職から注意**してもらったこととした。



(問8) (事例3)は明らかにセクハラですが、その**大きな背景**は次のように考えられます。()に当てはまる語句の組み合わせを、下の選択肢から選んでください。

【背景1】(ア) 感覚が身についておらず、相手の(イ)や(ウ)を尊重していない。

- ①ア: 人権, イ: 性格, ウ: 健康
- ②ア: 経済, イ: 人格, ウ: 健康
- ③ア: 人権, イ: 人格, ウ: プライバシー

- 正解は③です。
- 親しさを表す言葉**でも、**受け止め方**には**個人差**があり、不快に感じる場合があります。仕事上の大切なパートナーとして、お互いに**人格やプライバシーを尊重**しましょう。
- セクハラで困っている同僚がいたら、G教諭のように、行為者に**直接注意**したり**管理職に相談**したりするようにしましょう。
- また、本人がいない場面でも、結婚や交際など**プライバシーにかかわる内容**の会話は、**職場環境を害しセクハラ**となることがあります。

(事例4) 男性教諭H(既婚40代)は、同じ学年の女性教諭J(未婚30代)に対して、時々「J先生、スタイルいいけど、**BWHL**いつ?」などと言っていたが、J教諭は無視していた。

ある日、J教諭が進路指導室で1人でパソコンに向かって仕事をしているとき、H教諭が入って来て2人きりになった。H教諭は、「**疲れた**だろう、肩をもんであげよう」と言い、J教諭が「結構です」と言ったの**にかまわず肩をもみだした**。



さらに、**しつこく食事**に誘ってきたのでJ教諭は進路指導室から出て、職員室で管理職に相談した。

(問9)(事例4)は明らかにセクハラですが、その**大きな背景**は次のように考えられます。()に当てはまる語句の組み合わせを、下の選択肢から選んでください。

- [背景2] 異性を、(ア)な関心の対象としてのみ見る意識が強い。
- [背景3] 異性を、仕事上の(イ)な(ウ)として見ていない。

- ①ア:性的, イ:下位, ウ:パートナー
- ②ア:性的, イ:対等, ウ:パートナー
- ③ア:知的, イ:対等, ウ:ライバル

- 正解は②です。
- 同性、異性にかかわらず、職場の仲間はすべて**対等なパートナー**として**尊重**することが大事です。
- まとめると、「教職員間のセクハラ」の**主な背景**は、次の3点になります。

- [1] **人権感覚**が身についておらず、相手の**人格やプライバシー**を尊重していない。
- [2] 異性を、**性的な関心の対象**としてのみ見る意識が強い。
- [3] 異性を、仕事上の**対等なパートナー**として見ていない。

※ 紹介した事例は男性教職員の行為ばかりでしたが、女性教職員の行為の場合もあります。


(問10)教職員間のセクハラについて次の中で**誤っているもの**を選んでください。

- ①戒告などの懲戒処分になることはない
- ②戒告になる可能性がある
- ③減給になる可能性がある

- 正解は①です。
- 懲戒処分を受ける可能性があります。

	非遵行為等の具体例	免職	停職	減給	戒告
1	職場における上司・部下等のその地位を利用した関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員	○	○		
2	相手の意志に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動を繰り返した教職員		○	○	
3	(2)の場合において、わいせつな言辭等の性的言動を繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
4	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的言動を行った教職員			○	○

教職員間のセクシュアル・ハラスメントの防止策としては



- 異性を仕事上のパートナーとして**尊重**する
- 性的言動の受け止め方には**個人差**があることを認識する
- 相手から不快との**意思表示**があるとは**限らない**ことを認識する
- 拒否したり嫌がったりしているときは同じ言動を**繰り返さない**

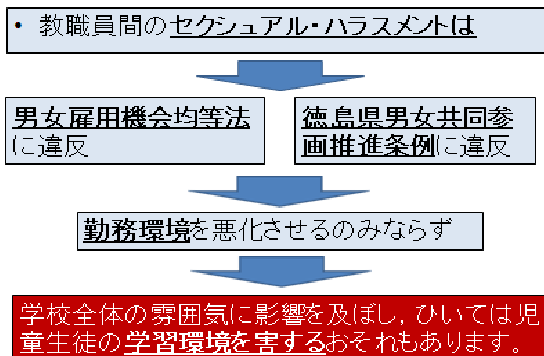
- また、
- **校内セクハラ等相談体制**を整備する。
- 教育委員会の**相談窓口**を周知する。

(案内の例)

セクハラ相談窓口
 ・本校の相談員は〇〇先生です。
 ・教育委員会の相談窓口は
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 です。



- さらに、
- 「**風通しの良い職場環境づくり**」を進めることも大事です。



4 その他のわいせつ・セクハラ

(事例5) 中学校の男性教諭K(50代)が、書店で20代女性の後方から近づき、ショルダーバッグに仕込んだ万年筆型カメラをスカート内に差し入れ**盗撮**したとして、**迷惑防止条例違反**の疑いで逮捕された。

K教諭は不審に思った店員に声をかけられ、カメラのメモリーを飲み込んだ。警察は、**証拠隠滅**を図った可能性もあるとして、病院に胃腸のX線撮影を依頼しカードの有無を確認した。

カードが確認されたため、体内からメモリーの破片を回収。自宅でも動画を発見した。K教諭はその後**懲戒免職**となった。

(問13) 徳島県教育委員会の「教職員の懲戒処分の指針」において、(事例5)のような行為を行った教職員に対する「標準的な処分量定」は、次のどれでしょうか。

- ① 免職または停職
- ② 停職または減給
- ③ 減給または戒告

教職員が、このような「その他のわいせつ・セクハラ」に及ぶ要因としては、個人の資質や性癖に帰する部分もあると思われませんが、背景としては

- 教職員は勤務時間外であっても、常に**強い使命感と高い倫理観**が求められていることを自覚していない。
- 個人や職場全体で、**ストレスの解消やメンタルヘルスの保持増進**のための取組が**不足**している。

などが考えられます。

おわりに

- 各種の「わいせつ・セクハラ」は、児童生徒や保護者、そして一般県民の学校教育に対する**信頼を損なう**許しがたい行為です。
- このような事案を未然防止するために、有効な方策のひとつとして「**風通しの良い職場環境づくり**」があります。
- 本年10月に各学校・所属にお送りした、冊子「**風通しの良い職場環境づくりのために**」、「**コンプライアンスハンドブック研修実践事例集**」を参考に、「**風通しの良い職場環境づくり**」に取り組んでください。

正解は①です。

非違行為等の具体例		免職	停職	減給	戒告
1	(強姦) 暴行又は脅迫を用いて婦女を姦淫した教職員	○			
2	(強制わいせつ) 暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした教職員	○			
3	(淫行) 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員	○			
4	(児童買春) 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした教職員	○			
5	(痴漢行為) 公共の乗物等において痴漢行為をした教職員	○	○		
6	(その他のわいせつな行為) 法律や条例等に違反して、盗撮、のぞき、その他わいせつな行為をした教職員	○	○		

防止策としては、

ストレス解消や心身のリフレッシュを図る



風通しの良い職場環境づくりを進める

メンタルヘルスの保持増進に取り組む

そして、なによりも、教職員として常に**強い使命感と高い倫理観**が求められていることを**自覚**することが大事です。

- これで「わいせつ・セクハラ防止」研修を終わります。お疲れ様でした。
- 今後、校内の**全体研修**、**グループ研修**にも取り組んでください。
- その際、「**コンプライアンスハンドブック・ケース集**」及び「**研修実践事例集**」を御活用ください。
- **研修アンケート**に御協力をお願いします。

